



Vol.8
2005.9

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036
富山県黒部市北新199
E-mail : info@nikawakaigo.jp
TEL (0765) 57-3303
FAX (0765) 57-3305

サービスの質の向上をめざして

ケアマネジャーが総会を開催

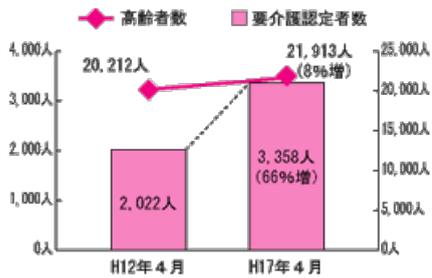
6月23日、黒部市内のホテルにおいて、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会の総会が開催されました。

参加したケアマネジャーの皆さんは、認定音楽療法士の安田幸江先生の実技をまじえた講演会を熱心に受講されました。

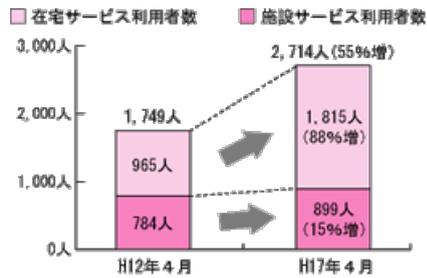


在宅サービスの利用者が増えています。

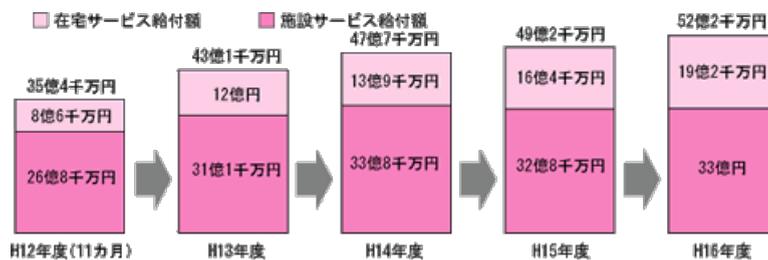
高齢者数と要介護認定者数の推移

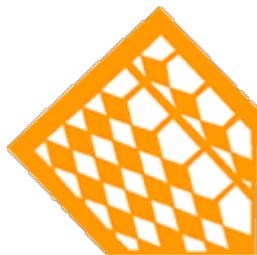


サービスの利用者数の推移



介護保険給付費の動向



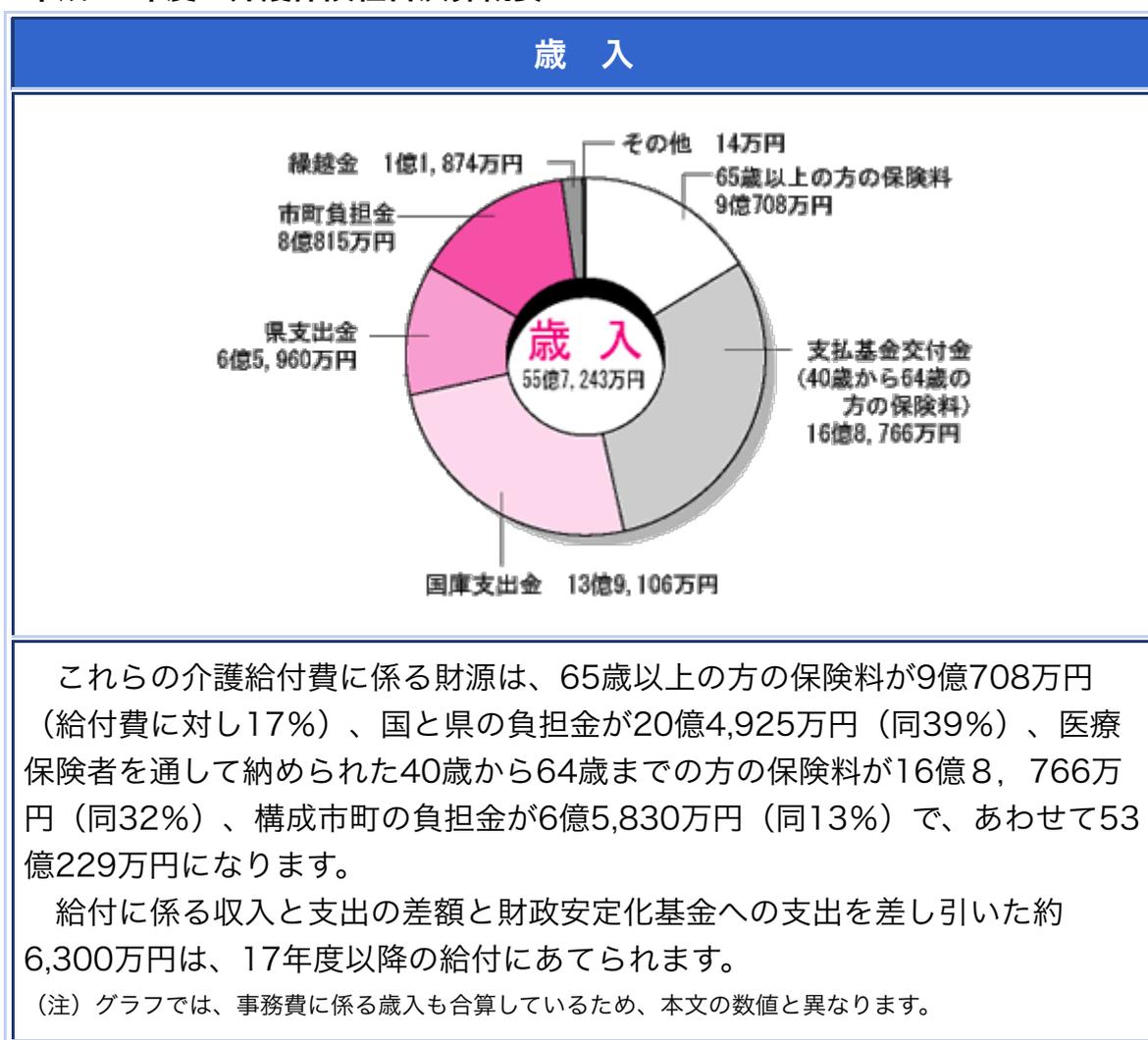


平成16年度決算について
前年度比6.0%増
介護保険給付費は年間52億円

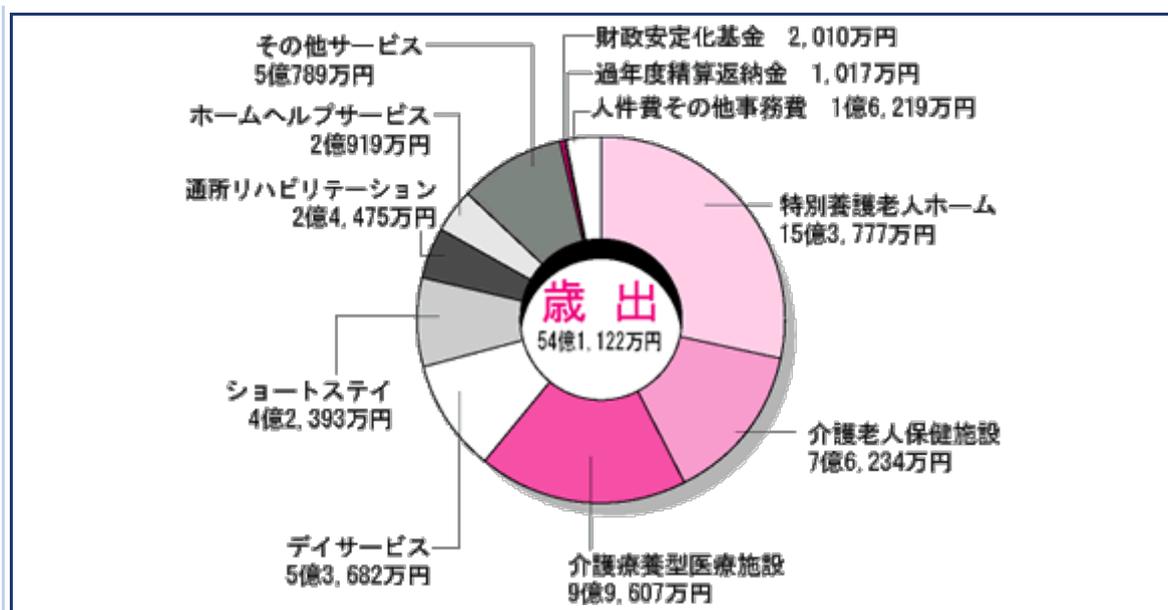


平成16年度の組合決算についてその概要をお知らせいたします。
歳入総額は、55億7,243万円。それに対し、歳出総額は54億1,122万円で歳入歳出差引1億6,121万円の黒字決算となりました。

平成16年度 介護保険組合決算概要



歳 出



介護給付費は、52億1,876万円の支出となり、歳出決算額の96.4%を占めています。

このうち、施設サービス給付費が32億9,618万円、在宅サービス給付費が18億9,849万円、高額介護サービス費が1,775万円、審査支払手数料が634万円です。（主なサービス別支出状況はグラフ参照）

在宅サービスは、月平均1,713人の方が利用され、年間の平均給付額は約111万円です。これに対し、施設サービスでは、月平均899人の方が利用され、年間の給付費は約367万円となっています。

また、給付費の前年比は、在宅サービスの17%増に対し、施設サービスは、0.4%の増となりました。

平成15年度からの第2期の事業計画に対しては、初年度に続き計画値を上回りました。

このほか、65歳以上の方の保険料を財源とする支出として、財政安定化基金への拠出金が510万円と第1期での借入金の償還金が1,500万円あります。

事務費

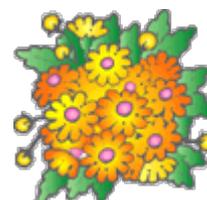
保険給付費以外の費用である職員の人件費や認定等の事務費1億6,219万円は、国県補助金と構成市町の分担金を財源としています。

低所得者の在宅サービスの利用者負担を軽減します

<広域化費用効果活用事業>

13年度から独自の低所得者対策として在宅サービスの利用者負担（通常1割負担）を2分の1に軽減しています。

この事業は、介護保険の広域実施による費用効果で造成した基金を活用するものです。



新川地域介護保険組合の動き

平成17年4月から8月まで

平成17年	
4月7日(木)	新任認定調査員研修
11日(月)	認定審査会(第1審査会・以後毎週3審査会開催)
19日(火)	介護保険事務担当者研修会
20日(水)	市町村介護保険担当課長会議 県内保険者会議
26日(火)	構成市町担当課長会議
28日(木)	国保連介護保険推進委員会
5月	組合広報誌(にかわ介護)第7号発行
19日(木)	例月出納検査
25日(水)	介護認定審査会合議体長会議 構成市町職員合同保険料滞納整理 (4日間)
27日(金)	おあしす新川小規模生活単位型特養竣工式
6月2日(木)	介護相談員委嘱書交付式
15日(水)	介護相談員事務局職員研修(東京)
23日(木)	例月出納検査、平成16年度決算審査 新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会総会
29日(水)	介護保険事業計画懇話会
30日(木)	助役会 県内広域保険者研修会(砺波市)
7月1日(金)	市町村介護保険担当課長会議
5日(火)	国保連介護保険推進委員会
11日(月)	理事会
8月1日(月)	富山県市町村保健師研究連絡協議会研修会
3日(水)	介護保険事業計画懇話会
11日(木)	8月組合議会
12日(金)	市町村介護保険担当課長会議
21日(日)	社会福祉法人有磯会設立20周年記念式典

平成17年10月から

介護保険施設などの利用料が変わります。

本年10月から、施設などでの

『居住費（滞在費）』や『食費』が利用者負担となります。

現行制度では、同じ要介護状態の方でも、在宅生活と施設入所（入院）では費用の負担が大きく異なっています。

これは、在宅で介護サービスを利用している方は、居住費（家賃、光熱水費など）や食事にかかる費用を自分で負担しているのに対し、施設に入所（入院）している方は、これらの費用の大部分は介護保険から給付されるからです。

今回の見直しは、在宅サービスと施設サービスとの利用者負担の公平性を図るため、「居住」や「食事」に要する費用を保険給付の対象外とするものです。

利用者負担となるもの

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイにおける

居住費（ショートステイの場合は**滞在費**）、**食費**

デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）における**食費**



所得の低い人は居住費や食費の負担が軽減されます

施設サービスの利用者負担が重くならないように、所得の低い方には負担の限度額が決められています。利用者は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額分は介護保険が負担します。（通所サービスの食費は軽減されません。）

負担限度額（日額）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額					食費の負担限度額
		多床室 （相部屋）	従来型個室		ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
			特養等	老健・療養等			
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0円	320円	490円	490円	820円	300円
第2段階	住民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	320円	420円	490円	490円	820円	390円

第3段階	住民税世帯非課税であって、利用者負担段階「第2段階」以外の方	320円	820円	1,310円	1,310円	1,640円	650円
------	--------------------------------	------	------	--------	--------	--------	------

基準費用額	全額自己負担した場合の平均的な費用の額	320円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円	1,380円
-------	---------------------	------	--------	--------	--------	--------	--------

※「特養等」は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、「老健・療養等」は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護

※利用者負担段階「第4段階」の方については、利用者と施設の契約により負担額が設定されます。

※従来型個室に既に入所（入院）されている方などについては、経過措置があります。

従来型個室には負担緩和の経過措置があります

従来型個室に既に入所（入院）されている方などについては、利用者負担を多床室（相部屋）扱いとするなど、利用者負担が急増しないような経過措置が講じられています。

○対象者の範囲

既入所者 従来型個室の既入所者のうち特別な室料を支払っていない方

新規入所者 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間、個室への入所が必要な場合など

利用者負担の変化のめやす（月額概算）

（例）特別養護老人ホームの多床室（相部屋）に入所されている要介護5の方の場合

現行の負担（月額）					平成17年10月からの負担（月額）				
利用者負担段階	利用者負担合計	利用者負担内訳			利用者負担段階	利用者負担合計	利用者負担内訳		
		1割負担分	居住費	食費			1割負担分	居住費	食費
第1段階	2.5万円	1.5万円	－	1.0万円	第1段階	2.5万円	1.5万円	0円	1.0万円
第2段階	4.0万円	2.5万円	－	1.5万円	第2段階	3.7万円	1.5万円	1.0万円	1.2万円
第3段階	4.0万円	2.5万円	－	1.5万円	第3段階	5.5万円	2.5万円	1.0万円	2.0万円
第4段階	5.6万円	3.0万円	－	2.6万円	第4段階	8.1万円	2.9万円	1.0万円	4.2万円

※第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められますが、ここでは平均的な負担額を載せています。

平成18年4月から

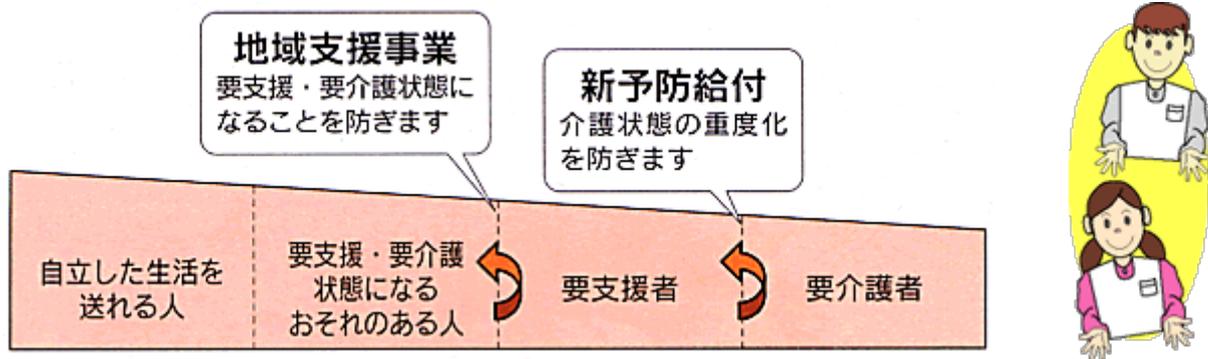
予防重視型システムへの転換 介護を「予防」するサービスが始まります。

○新予防給付の創設

介護保険制度がスタートして以来、要介護状態が軽度（要支援、要介護1）の高齢者は年々増えていますが、軽度の高齢者への介護予防のためのサービス提供は、本来の目的の要介護状態の改善につながっていない状況です。その対策として、軽度の高齢者に本来の意味での介護予防給付（生活機能の維持・向上に効果があるサービス）を行います。

○地域支援事業の創設

高齢者が介護や支援が必要となる前に、要支援・要介護状態にならないための介護予防事業や介護予防マネジメントなどを行います。





みなさん一人ひとりの保険料が 介護を支えています。

あとになって困らないためにも、介護保険料をきちんと納めましょう。

保険料は、地域に住むすべての高齢者で負担するものですので、保険料を納めない人がいれば、その人の分は、結果として、同じ地域に住む他の高齢者の方々がみんなに負担することになってしまいます。

こうしたことのないよう、保険料を納めない人には、以下のような措置が講じられることになっています。

1年以上滞納している場合

介護サービスを利用したときは、費用の1割ではなく全額をいったん自己負担し、申請により払い戻し（9割）を受けることとなります。

1年6カ月以上滞納している場合

保険料を完納するまでの間、9割の払い戻しも全部または一部が差し止められます。それでもなお滞納すると、滞納している保険料の額と、差し止めた給付の額とを相殺する場合があります。

2年以上滞納している場合

滞納している期間の長さに応じて、一定期間、保険給付の割合が9割から7割に引き下げられます。高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

このようなときは、納付書や口座振替による納付になります

本来、年金からの天引き（特別徴収）で介護保険料を納めていただく方でも、一時的に納付書や口座振替による納付（普通徴収）になる場合があります。納め忘れにご注意下さい。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で老齢・退職（基礎）年金の受給が始まった方（4月1日時点で受給していなかった方）
- 年度の途中で新川地域1市3町以外の市町村から転入してきた方

→

翌年度9月までは納付書や口座振替で納めます。原則として翌年度10月より年金からの天引きになります。

- 年度の途中で所得段階が変更になった方

→

保険料が増額になった場合は、年金からの天引きの他に増額分を納付書や口座振替で納めます。

○ 年金が一時差止めになった方 ※

→ 翌年度4月1日に年金を受給していれば、原則として翌年度10月より年金からの天引きになります。

※ 年金が一時差止めになる場合、社会保険庁への「現況届」の出し忘れが原因であることが多いので、忘れずに提出して下さい。

管内の人口

全人口	86,742 人
65歳以上人口	21,940 人
要支援・要介護認定者数	3,435人

(平成17年7月末現在)

